

2022年06月07日：令和4年議員全員協議会 名簿

廿日市市議員全員協議会会議記録

令和4年6月7日（火）

- 日程第1 宮島訪問税の準備状況について
日程第2 宮島口地区整備事業の進捗状況と今後の計画について

出席議員（28名）

1番	濱 本 紀 洋	2番	坂 本 和 博
3番	梅 田 洋 一	4番	山 崎 英 治
5番	山 下 竜太郎	6番	吉 屋 智 晴
7番	水 野 善 丈	8番	向 井 恵 美
9番	隅 田 仁 美	10番	新 田 茂 美
11番	大 崎 勇 一	12番	北 野 久 美
13番	山 口 三 成	14番	枇杷木 正 伸
15番	中 島 康 二	16番	荻 村 文 規
17番	田 中 憲 次	18番	広 畑 裕一郎
19番	林 忠 正	20番	山 田 武 豊
21番	大 畑 美 紀	22番	井 上 佐智子
23番	徳 原 光 治	24番	高 橋 みさ子
25番	栗 栖 俊 泰	26番	堀 田 憲 幸
27番	岡 本 敏 博	28番	佐々木 雄 三

欠席議員（0名）

説明のため出席したもの（27名）

市 長	松 本 太 郎	副 市 長	堀 野 和 則
副 市 長	原 田 忠 明	教 育 長	生 田 徳 廉
総務部長	藤 井 健 二	経営企画部長	胡 孝 行
地域振興部長	棚 田 久美子	産業部長	橋 本 知 明
建設部長	前 田 勝 也	都市建築担当部長	横 瀬 文 彦
建設部参事	加 藤 正 行	総務部次長兼総務課長	二 神 敏 彦
総務部次長兼税制収納課長	河 野 公 江	総務部次長兼課税課長	小 田 豊
経営企画部次長兼財政課長	西 村 敏 也	大野支所長	松 尾 和 政
宮島支所長	白 水 浩	建設部次長兼建設総務課長	胡 田 一 史
宮島まちづくり企画室長	清 水 俊 文	宮島訪問税準備室長	向 井 俊 二
産業振興課長	廣 本 雅 彦	観光課長	山 田 実
宮島水族館企画室長	永 松 学	宮島口みなとまちづくり推進課長	中 村 龍 誠
施設整備課長	池 下 由 晃	都市計画課長	原 田 慎 治
交通政策課長	川 本 誠		

~~~~~○~~~~~

開会 午後2時09分

○議長 ただいま出席委員が28名であります。定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。ここで報道関係者から写真、ビデオの撮影の申出がありますので、廿日市市議会委員会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたします。本日の案件は、宮島訪問税の準備状況についてなど2件であります。ここで市長から挨拶があります。

○市長 議員の皆様方には、本会議終了後、大変お疲れのところ御参集いただきまして誠にありがとうございます。さて、本日の議員全員協議会の案件は2件であります。1つ目は宮島訪問税の準備状況について、2つ目は宮島口地区整備事業の進捗状況と今後の計画についてです。

1点目の宮島訪問税の準備状況についてでございますが、宮島訪問税につきましては、令和3年3月の条例可決後、7月に総務大臣の同意をいただき、現在宮島生活航路運航事業者と共同で、税運賃徴収システムの構築を行っている状況でございます。この税運賃徴収システムに関しては、宮島生活航路運行事業者等と協議を順調に進んでおりまして、令和5年5月までには完成する目途が立ってまいりました。またゴールデンウィーク以降、宮島への訪問客も回復傾向が見られます。そうしたことから、新型コロナウイルス感染症の状況や社会経済情勢に特段の事情がない限り、宮島訪問税の徴収開始を令和5年秋頃とさせていただきたいと考えております。宮島訪問税は、世界遺産宮島の自然や歴史を保全継承し、今後の持続的な観光地づくりに必要となる重要な財源として大いに期待をしております。徴収開始には、地元や観光事業者など関係者への周知に1年程度の期間を置くことが望ましいことから、宮島訪問税条例の正確な施行日は今年の秋頃に決定したいと考えております。本日は、航路運航事業者における徴収の準備状況とその支援内容、また導入に向けてのスケジュールなど、宮島訪問税の準備状況について、後ほど担当室長から詳しく御説明をさせていただきます。

続いて2点目の宮島口地区整備事業の進捗状況と今後の計画につきましては、現在の宮島口地区整備事業の進捗状況及び今後の計画について御説明をさせていただきます。

以上簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。すいません、税運賃徴収システムに関しまして、先ほど令和5年秋頃までと言ったんですが、令和5年5月と言ってますかね、この徴収システムにつきましては令和5年秋までには完成するというところで訂正させてください。令和5年の秋までに完成しますので、それによって宮島訪問税の徴収開始を令和5年秋頃にさせていただきたいと、要は、システムの整備に伴って改修をさせていただきたいということです。

○議長 今回の議員全員協議会は新型コロナウイルス感染症対策の臨時措置として、主会場を全員協議会室、副会場を第1委員会室とし、議員の皆さんには半々に分かれて、会議に出席していただいております。なお、議員全員が質疑を行えるよう、両会場を確認しながら審議を進めます。副会場の議員が質疑される場合は、事務局職員に申し出てください。

~~~~~○~~~~~

日程第1 宮島訪問税の準備状況について

○議長 日程第1、宮島訪問税の準備状況についてを議題といたします。直ちに当局の説明を求めます。

○宮島訪問税準備室長 それでは、宮島訪問税の準備状況について御説明させていただきます。昨年6月29日の議員全員協議会におきまして、宮島訪問税の徴収に向けた準備状況等について御説明をさせていただきましたが、その後徴収システム構築業務のプロポーザルを実施し、現在船舶運航事業者と駅務システムの構築準備を行っているところでございます。本日の説明の主な内容は、船舶運航事業者に対する支援の内容及び税徴収開始までのスケジュールとしております。スライドの右下にページ番号を振っておりますが、前回の議員全員協議会の再掲資料につきましては、資料の右上に再掲と表示しておりますので、該当のページは説明を割愛させていただきながら進めさせていただきます。

それでは2ページを御覧ください。宮島訪問税の概要の再掲資料でございます。宮島訪問税の新設の理由や徴収方法、納税義務者、についてお示ししております。

3ページを御覧ください。総務大臣との協議の結果でございます。1、法定外税の新設の手続きでお示しをしておりますように、令和3年7月21日に総務大臣の同意を得ており、現在は徴収の準備を行っているところでございます。次に2、総務大臣との協議結果でございます。昨年6月29日に2回目の地方財政審議会が開催されておりますので、その審議会での主要論点についてお示ししております。

4ページ目を御覧ください。税の徴収方法についての再掲資料でございます。宮島訪問税の徴収方法は、船舶運航事業者が行う特別徴収が主なものとなっております。

それでは5ページ以降で、船舶運航事業者における徴収の準備状況と支援内容を御説明いたします。

6ページを御覧ください。宮島への航路の再掲資料でございます。このページでは観光航路と生活航路の特徴や航路イメージ、港湾施設別の来島者数などをお示ししております。

7ページを御覧ください。特別徴収義務者、船舶運航事業者の区分でございます。宮島に旅客を運送する船舶運航事業者は、宮島訪問税の特別徴収義務者となりますが、特別徴収義務者が担う業務は、その業務量や複雑度などに差異があるため、それぞれの区分に応じて3つの区分を設定しております。まず左側の欄は、宮島訪問税徴収の特徴でございます。宮島訪問税はア、宮島を訪問する際に徴収する。イ、日本で最も乗降客数が多い航路で徴収する。ウ、大量輸送の中で、課税対象外の宮島住民が通勤通学者の判別を行う。エ、大量輸送の中で、年払い制度利用者や税のみの徴収が必要な各種企画チケット所持者の判別を行うという4つの特徴がございます。ページの中ほどの欄では、航路乗船客等の性質として、海上運送法に定める航路や、乗船客等の性質を3つの区分に分けております。(1)は、宮島に旅客を運送することがあらかじめ定められている航路、観光を主目的とした航路でございます。(2)は、(1)のうち、特に大量輸送を行う航路、生活物資など宮島の日常生活や経済活動の維持に重要な役割を果たす航路、回数券や定期券など様々な券種で乗船する航路の3つの性質を併せ持つ航路でございます。(3)は、宮島に旅客を運送することがあらかじめ定められていない航路でございます。これらの性質と左側の税徴収の特徴を踏まえ、特別徴収義務者が担う業務の量や複雑度に応じた3つの区分とその要件をページの右の欄、宮島訪問税における特別徴収義務者の区分と要件でお示ししております。まず1の宮島観光航路運航事業者でございます。これは海上運送法で、宮島を起点寄港地、または終点とする許可または届出を行っている船舶運航事業者で、4つの事業者が該当いたします。1つ目の一般旅客定期航路事業の許可を受けているものでございます。これは、定められた航路を定時に不特定の人を運送し、旅客の多寡にかかわらず、運行する事業者をいいます。2つ目の特定旅客定期航路事業の許可を受けている者でございますが、こちらに該当する事業者は現在ございません。3つ目の人の運送をする貨物定期航路事業の届出をしている者でございますが、こちらにも該当する事業者は現在ございません。4つ目の旅客不定期航路事業の許可を受けている者でございます。これは定められた航路において、一定のダイヤによらず運行し、事業者の都合、例えば乗船客が少ない等を理由に運休が可能となる事業形態の事業者でございます。次に2の宮島生活航路運航事業者でございます。こちらの事業者の要件として1)にありますように、海上運送法に基づく宮島と宮島口を結ぶ指定区間において、一般旅客定期航路事業を営む者で、かつ2)のフェリーで日常生活での利用者や、日常生活物資の輸送をしている者としております。最後に3、観光航路運航事業者でございます。これは宮島に旅客を運送することが不確実な航路を営む事業者で、上2つの事業者以外の者となります。

それでは8ページを御覧ください。特別徴収義務者の区分とその徴収事務への支援、イニシャルの概要でございます。ここでは先ほどの3つの事業者区分に応じた徴収事務への支援の水準を示しております。まず左の欄の1、宮島観光航路運航事業者でございますが、この要件に該当する事業者は右の7事業者となります。この宮島観光航路運航事業者への支援でございますが、ページの中ほどの欄の徴収事務の準備の負担に示す、宮島行きの乗船券に税を上乗せする必要があるがございますので、右の欄の支援の水準で示すように、既存券売機がある場合は、税を上乗せする改修への支援、有人窓口などで紙乗船券を販売している場合は、乗船券の印刷版のデータ修正の支援、広島港などターミナル内の料金表へ運賃とは別に、税が必要となる旨を追記する支援を行うこととしております。次に2の宮島生活航路運航事業者でございますが、この要件に該当する事業者は、右のJR西日本宮島フェリー、宮島松大汽船の2者となります。新たに先月から指定区間での運行開始されたアクアネット広島につきましては、要件の2)に該当しないため、上段の1の宮島観光航路運航事業者の区分となります。徴収事務の準備の負担については、上段の負担に加えて特別な事情として、定時大量輸送の中で納税義務者を判別し税を徴収すること、観光客などの訪問者や、宮島住民、通勤通学者が、ターミナル内でスムーズに乗船券の購入ができ、税の徴収から改札乗船までを効率的に誘導すること、ジャパンレールパスのような企画チケット所持者から税のみを徴収すること、といった事務がございます。このことを踏まえ、支援の水準として非課税者を判別するためのシステムと連携をとるための券売機設置への支援、課税非課税を判別しながら、定時大量輸送に影響が出ないような徴収システムへの支援、市民の利便性向上に資する部分への支援を行います。下段、3の観光航路運行事業者につきましては、事業者が不特定多数であり宮島行きの券売機や特定の紙乗船券の利用等もないため、支援の水準としては税の周知用パンフレット等の配布を行うこととしております。

9ページを御覧ください。宮島生活航路運航事業者における徴収システムと費用負担でございます。1、費用負担の考え方につきましては前回の議員全員協議会でお示ししたものでございます。2の生活航路徴収システムの共同調達に関連する債務負担行為額についてでございますが、1の費用負担の考え方に基づき表の1段目の生活運行航路事業者における徴収システム構築補助金として、限度額3億9,900万円を、2段目の宮島訪問税証明書発行システム構築に要する経費として、限度額3,400万円を予算計上しております。

続いて10ページを御覧ください。1のプロポーザルで選定した徴収システムの概要でございます。昨年10月に市、JR西日本宮島フェリー及び宮島松大汽船の3者で徴収システム構築業務のプロポーザルを実施しております。その選定の結果、(1)優先交渉権者を株式会社JR西日本テクシアを選定しており、(2)提案額は駅務機器部分が機器設置費用を除いて2億9,820万円、市の証明書発行システム部分が2,630万円であり、合計3億2,450万円でございます。右側に整備するシステムの概略図をお示ししておりますが、交通系ICカードの利用とQRつきの乗船券を発券し、自動改札機を通過するシステム構成となっております。

再掲資料といたしまして、11ページに徴収システムの整備水準、12ページに宮島生活航路におけるシーン別の徴収方法を添付しております。

10ページに戻りまして、2のプロポーザルで選定した駅務機器の事業費と負担額でございます。まず左の図の駅務システムにおける費用負担の概念図でございます。これは資料9ページの費用負担の考え方に基づき、駅務システム全体の費用負担を図示したものでございます。駅務システムの事業費については、前回の議員全員協議会の際に、プロポーザルの要求水準の部分については市が全額負担とし、それ以外に公共交通における利便性の向上に資する環境整備を船舶運航事業者が行うこととなった場合は、必要に応じ支援をしていくと説明させていただき、昨年8月に補正予算を計上したところでございます。このたび駅務システムの事業費全体が、国の補助対象経費として認められる見込みとなったため、交付決定はいまだなされてない状況ではございますが、補助率を3分の1と見込み、費用負担の概念図をお示ししております。まずオレンジ色の部分が、プロポーザルの要求水準により整備する事業費で、国が3分の1、市が3分の2の割合で事業費を負担する部分です。続いて右のブルーの部分が、公共交通における利便性向上に資する環境整備の事業費で、国の3分の1の補助に対し市も協調補助として3分の1の補助を行い、残りの3分の1を事業者負担としております。なお、このブルーの部分の公共交通における利便性向上に資する環境整備の具体的な整備内容は、上の図で申し上げますと、図の左下に括弧で囲んでいる出札用窓口処理機が一例となります。この処理機は有人窓口で乗船券を販売するための追加機能であり、インバウンド対応のほかQR定期券の発行機能を持つなど、公共交通の利便性向上につながるものでございます。次に右下の表の、駅務機器部分の事業費と負担額でございますが、左の概念図に対応した年度ごとの事業費や国、市の補助金、事業者の負担額を記載しております。表の区分の国の部分でございますが、補助率3分の1の交付決定の場合、1億2,210万円が国から交付されるものでございます。市からの補助額は2億2,320万円で、そのうち令和4年度分が1億2,370万円、令和5年度分が9,950万円と試算しております。市の補助金につきましては、現在債務負担行為として予算を計上しているところでございますが、国庫補助金額が確定した際には、令和4年度の執行分を現金化する補正予算を計上する予定でございます。

13ページを御覧ください。税導入後の宮島口旅客ターミナルの動線を図示しております。まずJR西日本宮島フェリー側でございます。赤色で塗りつぶしている部分が、新設する改札用の建屋になります。新たな券売機をこの建屋北面に3台、事務所側の建物に2台、図面の外になりますが海側の浮き桟橋の建屋にカーフェリー用の券売機を1台設置する予定としております。また、新設する建屋の横には自動改札機を2レーン設置することとしております。宮島松大汽船線側は券売機を入口正面の建屋に3台、既存事務所側の建物に2台設置し、自動改札は2レーンを整備することとなっております。こうした駅務機器等の整備により、赤、青、緑色で示す動線を確保し、税徴収の適正かつ円滑な実施運営を図ることとしております。なお、このレイアウトによる券売機や自動改札機等の設置により、それぞれの既存事務所の改修工事が新たに必要となったため、工事に必要となる実施設計や構造計算等の費用につきまして、本定例会に補正予算を計上しております。

次に14ページ、税導入における費用でございます。

15ページを御覧ください。税徴収費用の内容、全体でございます。これは昨年1月の議員全員協議会でお示した資料を時点修正したものでございます。修正した部分を御説明いたします。まず表の上段のイニシャルコスト、税導入前の部分でございます。表の1段目にある宮島生活航路運航事業者における徴収システムの部分でございますが、先ほど御説明した事業費全体額と、国庫補助3分の1が満額交付された場合の市の負担額の2種類の金額に修正しております。次に、3段目の新設改札建屋設置、既存券所改修でございますが、令和3年度の設計委託料が454万円、このたびの6月補正予算案で計上している設計委託料479万円を内訳としてお示ししております。これら2つの設計を基に積算する工事費については、未確定のため合計額は前回資料のまま2,800万円とさせていただいております。次に、5段目の課税対象外、年払い証明書発行システムの欄でございますが、こちらの費用も現在詳細協議を進めているところであり未確定のため、プロポーザルの提案額2,629万円に修正しております。下段のランニングコストにつきましては修正しておりません。

16ページを御覧ください。税徴収費用と収支見込みでございます。こちらの資料につきましても、前回の議員全員協議会でお示したものを時点修正しております。上段のイニシャルコストのうち、徴収準備補助等の部分を、15ページで御説明した数値に時点修正しております。また下段緑色の表の来島者300万人や400万人の場合の収支見込額につきまして、イニシャルコストの時点修正と併せ、事業費全体額で計算した場合と市の負担額で計算した場合の2種類をお示ししております。

最後に17ページ、スケジュールでございますがスケジュールの説明の前に宮島への来島者数の推移や新型コロナウイルス感染症の推移などを示した参考資料を御覧いただきたいと思います。

20ページをお願いいたします。こちらは宮島への来島者数の推移をグラフ化したものでございます。宮島には令和元年に過去最大である年間約465万人の来島者があった以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年は約220万人、令和3年は約188万人まで減少しております。宮島訪問税の徴収開始日の決定に関しては、徴収システムの完成時期のほか宮島への来島者数の回復状況や、新型コロナウイルス感染症の状況を総合的に判断することとしておりますが、このグラフで青色を少し濃くして示している部分は、国の施策としてビジットジャパン事業が開始されるなど国が観光業に力を注いだ期間であるため、この期間の平均来島者数272万人を回復傾向を判断する上での一つの目安としております。

21ページを御覧ください。先ほど説明した年間272万人を基準とした場合の来島者数推移をグラフ化したものでございます。令和4年に入り1月、2月は落ち込みが継続したものの3月以降は新型コロナウイルス陽性者数の増加に相反し、来島者の回復傾向が見られております。

続いて22ページを御覧ください。オレンジ色の線が今年の来島者を示しておりますが、年間272万人の推移は濃いグレーの線で示しております。波形及び数値についても近似していることが見られます。

24ページを御覧ください。こちらは新型コロナウイルス陽性者数と重症者数の推移とワクチン接種率のグラフとなります。感染者数はいまだ1万人を超える状況も見受けられますが、緑色で示す重症患者数は低比率を継続している状況が見受けられます。

それでは、スケジュールの説明に戻ります。

18ページをお願いいたします。税徴収開始までのロードマップでございます。まずオレンジ色の宮島生活航路運航事業者の部分です。現在徴収システムの仕様が確定したところであり、今後、国庫補助金が確定次第メーカーと運航事業者による契約が行われます。契約は国庫補助の年度にあわせ、システム開発等の部分と機器製作等の部分の2つの契約を行うこととしておりますが、令和5年の秋頃までには完成する目途が立っており、それにあわせ改札建屋の工事、またブルーで示す宮島観光航路運航事業者の券売機等の改修も実施していくこととしております。表の一番下に記載しております手続等の欄でお示しておりますが、各種税徴収のための準備が整う令和5年の秋頃に税徴収を開始する場合、条例を1か月前に施行し、年払いの申告納付などの手続を先行して実施いたします。緑色のその他としてお示しておりますように、地元説明会や税徴収などの周知広報活動については、約1年をかけて丁寧な説明を行いたいと考えておりますので、逆算いたしますと令和4年の9月頃には宮島訪問税条例の施行日を定める規則の交付を行うこととなります。その際には議会に対しても、改めて御説明したいと考えております。

以上で宮島訪問税への準備状況について説明を終わります。

○議長 以上で説明が終わりましたので、ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後2時40分

再開 午後2時40分

~~~~~○~~~~~

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○栗栖議員 冒頭市長の挨拶の中で、ちょっと訂正があったりしたんで、はっきりしておきたいんですけど、要するにシステムが出来上がった時点で速やかに行くと、その時期が来年、令和5年の秋頃だよということだと思んです。で、逆に言い換えれば、それより前倒しすることは不可能っていうことでもあるんだと思んですね、要はシステムがそこじゃないとできないってことなんで、そこはちょっとやっぱり言い方の部分で、誤解が生じてはいけないうで確認をさせていただきたいというところと、逆に昨今こういう状況なんで、逆にそのものが入らなくて、システムの券売機とか造ったりするのが遅れてしまって、逆に導入が遅れる可能性っていうのはどうなのか。また逆に思ったより早くできちゃって、前倒ししようと思ったらできるっていう事態が生じた場合に、そこらのときの対応っていうのは、どのようにお考えか、まずそこをお答えください。

○宮島訪問税準備室長 スケジュールのお話でございますけども、今メーカーと船舶運航事業者と市と合わせて徴収システムの構築をしておりますが、こちらの完成のめど、こちらが先ほど説明した、来年の秋頃ということで、ここについては7月、8月、9月ぐらいの変動はあるかとは思いますが、それ以上の前倒しっていうのは、恐らく考えにくいところでございます。先ほど部品等の兼ね合いもあって遅れるっていう話もありましたけども、そちらのほうはメーカーからお伺いしてませんので、その秋頃に完成するっていうのは今のところ確実性が高いと思っております。

○栗栖議員 分かりました。で、徴収のシステムというか方法の部分の話なんですけど、何ページだったかな。12ページのところに各シーン別の徴収方法ってのが書いてあるんですけど、結局これを見る限りにおいては最終的にどうしても税を徴収する以上、完全無人のシステムで行うってことはできないということなんだと思います。まずその部分の確認、それと、課税対象外という部分で、宮島地域の住民とか通勤者っていうのは証明書もとるんで書いてあるんですけど、免除になる障がい者の方っていうのは、手帳を見せて結局その有人改札でICにしても何にしてもやるのか、券売機についても、有人のところで買うのか、そこらがちょっとははっきり書いてなかったんで、障がい者の部分の場合の障害者手帳保持者の方の券の購入の仕方、また改札の通行、通過の仕方、ここの部分を少し説明していただけたらと思います。

○宮島訪問税準備室長 まず徴収方法、有人無人の関係で、全て無人にできないかっていうお話がございましたが、まず課税非課税を判別する作業、こちらはどうしても人の力が必要になってきますので、これも船舶運航事業者様と協議を進めておりますけども、あくまで有人で課税非課税の判別をするということで、自動改札部分、併せて有人改札部分の整備を進める考えでございます。もう一点、障がい者の方に関しては、非課税証明が障害者手帳になりますので、そちらをまた先ほどの説明のように有人改札のほうで確認をさせていただき、乗船していただくというシステムになっております。

○栗栖議員 障害者手帳のほう国もカード化を認めているっていうところでカード化されてるところの自治体も増えてきてるんですけども、例えばこれがマイナンバーなんかともリンクしてっていうことがあれば、その障害者手帳をお持ちの方の場合、逆に無人でもできるのかなというふうにも思ったりはしたんですけど、それをするとなんとシステム改修のお

金もかかったりするんでもう、やはりこういう形で行っていくしかないのかなというふう考えたんですが、その点の可能性ってというのは、どのように。

○宮島訪問税準備室長 マイナンバーカード等によって証明をした場合の乗船の仕方ということですけども、まず乗船をされる船舶運航事業者のシステム、そちらがQRコード等を読むシステムになっておりますので、そこでの改札ってのは難しいかなと考えております。乗船券の購入に関しては、これはまだ将来的ではございますけども、そういったマイナンバーを利用して個人認証を行った上で、何かQRコードを示すとか、そういった方法を用いて乗船券が発行できるようなシステムについては、これは将来的な話ですけども並行して検討していきたいと考えております。

○北野議員 年払いについてなんですけれども、以前も市役所に出向くか郵送のほうで手配するしかないというのをお聞きしてまして、以前の総務の委員会でも意見として、現地で簡単にできるようにって意見を上げさせていただいてまして、市民の方からもこの辺ネックになってるっていうのを聞くんですけども、この辺は現地でしていただけるようになるんでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 年払いの証明の発行についてでございますけども、500円の申告納税をしていただく必要がございますので、税を徴収するための徴税吏員という職員が配置する必要がございます。その関係上、今は市役所本庁のほか各支所で、市職員が直接対面の上、受付及び証明書を発行することを基本として準備を進めておりますけども、現在スマートフォンを活用した申請手続について検討を始めておりまして、先ほどの障がい者の方と同じような形なんですけど、マイナンバーカードによる個人認証、こちらを行った上で申請手続、また納税まで行っていただくようなサービスを税徴収開始までに構築していきたいと考えておるところでございます。また将来的ではございますが、先ほどと少しお話が重複しますけども、申請納税と同時にスマートフォンに年払いを証明するQRコード、こういったものが表示できる仕組みづくりについても今後並行して検討していきたいと考えております。

○北野議員 今のお話ですと、スマートフォンで回収できるように、このシステムが開始するまでにしていただけるということでもいいのかということと、あとスマートフォンが使えない方もいらっしゃると思いますので、できるだけ簡単に、手配をできるようにしていただきたいんですけれども、その点を同時に進めていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 先ほど前段で検討していると言ったスマートフォンでの証明の手続に関しましてですけども、こちらで今検討しておりますのは、あくまで申請手続、また納税までとしておりますので、その納税が確認でき次第、証明書を市から郵送させてお届けするといった内容になります。

○北野議員 市役所までお伺いしないといけないということなんですかね。今、DXとかを進めているということで、行かなくても手配、いろいろできるっていうのを進めている中で、できたらこういうのもしていただきたいので、その辺を進めていただきたいと思います。

○宮島訪問税準備室長 補足説明させていただきます。スマートフォンでの申請及び納税につきましては、市役所のほうにお越しいただくなくても御自宅等で申請、また納税までしていただくようなシステム構築、こちらを検討しているところでございます。

○広畑議員 さっきの補足なんですけど、そうすると今のQRコードが送られてくるっていう話なんですけど、どのような仕組みで送られてくるんでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 来年を予定しております税徴収開始までの検討事項ですと、直接市役所でお越しになられて発行する証明書と全く同じものを、後日市から郵送させていただくということになりますので、QRコードを何か電子的に送付するっていうものではなくて、証明書を、現物を後日郵送させていただくっていう形になります。

○広畑議員 ということは行かなくて、郵送してもらったものが証明書に1年間なるということですよね、はい。それともう一つ、いわゆる市民に対するさっきの年払い証明も、非課税カードの発行も市が絡む話になるじゃないですか、忙しいし、市民も一番注目していると思うんですよ。一般の方は今機械と徴収義務者のほうで、ある程度やっていくんでしょうけど、非課税カードの発行を7月ぐらいから始める、4、5、6ぐらいから非課税証明書の発行手続等と書いてあるんですが、これはカードを発行されるんですか、それともその後、申請手続とその後の考え方を教えてください。

○宮島訪問税準備室長 まず市民の方や関係団体への周知についてでございますけども、税徴収開始前、1年間程度こちらを時間をかけて丁寧な説明を行いたいと考えております。

内容としましては、広報紙や市のホームページ掲載はもとより、宮島地域にお住まいの方や希望される地域に対しては、徴収開始日や税制度の内容のほか年払い制度の説明を行いたいと考えております。また宮島地域にお住まいの方には、別途非課税証明の発行手続などについても詳しく説明をしたいと考えております。さらに発行については、あくまで条例施行日以降の発行となりますので現時点で、申請受付等を行うものではございません。

○岡本議員 今年の秋頃には条例の施行日を定める規則を公布したいということですよ。

その秋というのが8、9、10、私が思うのにね、例えば少なくとも来年の9月に条例の施行日を決める、それからひと月後に賦課が始まるんですから10月になりますよね、一番たくさん来られるときには、もう賦課が始まっているというふうにし

ていかないと駄目だなと思ったんですが、秋頃というのですから9月というふうにはっきり目標を持って、頃でなしに9月というふうには決定できないもんですか。

○宮島訪問税準備室長 先ほど開始時期を来年の秋頃と申し上げましたのは、やはり機器の完成、こちらの目途が立つ、そこがまず一つのポイントと考えております。その開始時期について、9月より遅れることはないと思いますけども、それが前倒しで7月、8月になるっていうのは現時点では難しいと考えておりますので、その前倒しっていうのは現在考えていないところではございますけども、この訪問税に関しては、やはり条件が整った段階で、早期に実施すべきものとは考えておりますので、現時点では令和5年秋頃に開始したいといった考えでございます。

○岡本議員 よく分かるんですが、少なくともというか、10月には賦課を、徴収を開始するということにはなりませんか。

○経営企画部長 なるべく早くということなんだろうと思いますけれども、あくまでも機器ができるというめどが立つというのが、現時点ではできませんので、そういったいついつやるというような明言は、今ここでできないという状況でございます。あくまでも、機器が秋頃までにはできるということまでしかまだ情報がございませんので、はっきり施行期日について現時点で明言できるということはございませんけれども、これがもうひと月ふた月たってくると、そういったメーカー等からまためどが、もう少し詳細なものが出来れば、そういったことで最終的な決定とさせていただきたいという状況でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○岡本議員 理解するんですがね、先ほど7、8、9の9月、遅くとも9月にはと言われたんで、そこがしっかり目標とするっちゃうか、そこを強い意志を持って進めていってもらったら、頃という表現でなしに、もっとスピードが上がるんじゃないかと思うんですが、そういうことを申しておきます。

○高橋議員 まだ国の補助については確定ではないということだったんですけども、大体いつ頃に補助がつくかどうかというの分かる予定ですか。

○宮島訪問税準備室長 国の補助でございますけども今段階としては、申請における申請書類の事前審査の段階でございます。そちらが整い次第、申請の正式な手続は行う予定でございますので、はっきりした時期は申し上げにくいところはございますけども、今月中もしくは来月早いうちには決定が下りるものと認識しております。

○高橋議員 あと、以前、せっかく構築したシステムが手戻りしないようにやっていきたいというようなお話がありましたけれども、その件に関してはどういうふうになったでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 新しいシステムによって手戻りが少ないかという御質問ですけども、プロポーザルの要求水準におきまして、将来的にQR乗船券のほか、別規格のQRコード読み取りも対応可能としているふうに、要求水準に掲げております。ターミナルに設置する改札機におきまして、QR乗船券を改札機で回収する仕組みではなく、カメラにかざし読み取る仕様としており、マース利用時には簡易な改修にとどめるように、手戻りのない仕様としているところでございます。

○高橋議員 あと、そうは言ってもシステム自体も永久ということはないとは思いますが、マースじゃないにしてもいろんなほかの対応で、今後また何年かごとに更新していかなくちゃいけないというようなことがあると思うんですが、そこら辺の見込みというのはどうなんでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 こちらはランニングコストにも関係する部分だと思われましても、税徴収に必要な駅務システムの老朽化に伴う設備改修や、運賃改定による改修につきましては、税徴収がない場合でも券売機等の老朽化っていうものは進むものと考えておりますので、基本的には今後ランニング支援補助の中で船舶運航事業者に対応していただくように考えております。

○高橋議員 ランニングの件なんですけれども、訪問者数によってランニングが変わってくるのか、16ページに示されているランニングコストについては、固定というか訪問者数にかかわらず、年間大体これぐらいかかってくるというような金額なんでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 ランニングコストの関係ですけども、ランニング費用につきましては税徴収額に一定の率を乗じたものや、課税非課税、年払いの判別に対して行うもの、また企画チケットなど税のみを徴収したのに対して行うように考えております。支援の率等については、他の法定外税の取扱いや、交通系ICカードの決済手数料、その他手数料等の必要経費も勘案しながら決めていきたいと考えております。本来であれば、訪問客数によってランニングコストは変動するものでございますが支援の率、こちらがまだ確定しておりませんので資料としては、300万人から400万人、こちらを想定した概算額を記載しているところでございます。

○荻村議員 ちょっと2つ教えてください。久しぶりに資料眺めながら、イニシャルとランニング合わせて5年間の合わせて6億4,000万余りというのを見てると、非常にどうかなってのありますが、今日の質問そこじゃなくて1つはさっき北野議員おっしゃってた部分、5回以上というのは例えばこれ、前回の全協でもごめんなさいね、質問があってその繰り返しだったら恐縮なんですけど、1度行って例えば、同じ月に何らかの形でもう1回行って、意外と年間5回行くわと思ったとしたら、そ

の月の2回行ったのはこれカウントされないんですよ。要は新たに3回目行ったときにじゃあ年払い申請しようと思って、そこから5回というのが500円でしたっけ、っていう考え方でよかったですかね。ちょっと確認です。

○宮島訪問税準備室長 年払いの考え方でございますけども、こちらは申告の納税っていう形になりますので、御自身で最初に決めていただいて、そこから5回分先に払うというお気持ちであればそこから回数がカウントされるっていうことになります。

○荻村議員 何となく心情的に月に2回行って3回目となったらそれをカウントしてよっていうふうに思うんじゃないかなというふうにちょっと思ったのが1つと、もう一つはおおむね1年前に条例施行日を決定ということで今年の秋の予定というか、そういうことだったと思うんですが、そこで例えば今年の秋、施行日を決めるじゃないですか、来年に入って、令和5年の施行日がだんだん近づいてきたときに、例えばコロナというか新たなウイルスかもしれないですけど、そういった世の中の状況、当然緊急事態宣言中とか、まん延防止等措置等であれば、それは今年の秋に決めたとしても、施行日の延期っていうのは考えられるんでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 税の徴収開始日につきましては、ちょっと先ほどと重複する説明にはなろうかと思えますけども、まず駅務システム完成時期を一つのポイントとしておりまして、その時点でのコロナウイルス感染症、感染症に伴う社会の影響とか、宮島訪問客の回復状況この辺を考慮して決定をしたいと考えてはおります。ただ不測の事態、パンデミック等想定外の予期せぬ事態が発生した場合は、規則の改正による税徴収の開始日も視野に入れながら、そのときの適切な判断を行う考えでございます。ただ宮島訪問税につきましては来島者によって発生、増幅する行政需要として必要となる財源であります。また世界遺産、宮島の自然歴史文化を次世代に継承するための受入れ環境整備に必要な財源ともとらえておりますので、税徴収の開始に関しましては、極力条件が整った段階で始めたいと考えております。

○荻村議員 だから分かりましたけど、これまでの説明聞いてたら税徴収開始のタイミングが、何ていうんでしょうか緊急事態宣言とか、まん延防止とか、そういった普通じゃない状態であれば始めないというような、認識だった気がしましたけど、だからとにかく今年の秋1年前に決めるタイミングが、いわゆる正常であれば、1年後がどうなってもなんて乱暴な言い方おかしいですけど基本はもうそれで始めるんだと、そういうことでよろしいわけですね、ちょっと繰り返しになりますけど。

○市長 冒頭申し上げましたように、令和5年の秋頃というのは、これ基本路線としてやっていきたいと、ただその中で新型コロナウイルスであったり社会情勢とか、議員おっしゃったように仮に緊急事態宣言が出たり、まん延防止が出たり、それはコロナの状況で見合わせるべきじゃないか、当然そのときに緊急事態宣言がそれに当たるのかどうか、当然この徴収開始については、私たちだけでなくて運行事業者の御理解もいただかなければいけませんから、そういった皆さんの判断の中で、じゃあこれは見直されるべきかということを考えていきたいというふうに考えております。

○井上議員 前から言ってる観光客の皆さんが多いか少ないかじゃなくても、少なくとも、備えるべき行政需要があるので早く始めてほしいと思うんですが、今昨年の6月の29日に1回全協やってくださって、その後なんですけど町民の方から、一体全体いつから払うんかいねというふうな素朴な質問とかをいただけてます。ですから全協が終わったら本格的にしっかり決まったことも大切ですけども、大体のスケジュールとか今日18ページにあるような、町民向け、あるいは500円の年払いは宮島のファンなので、こういった形でスケジュール的に考えているかという、議会の遠慮もあるかもしれませんが、町民の方が一番そこを聞きたがっておられるのが1点と、例えばさっき言ったように、どのような仕組みで改札を出たらいいのかとかいうのが一番分からなくて、聞かれるんですよ。ですから非課税の証明の発行とか、カードとか、概略でいいからこの全協が終わったら少し知らせてあげてほしいと思うんですが、周知について、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 地元への説明会等のお話でございますけども、まず本日の議員全員協議会終了次第、本日配付しております資料につきましては、ホームページ等でお知らせするように考えております。実際地元の方々に会いまして説明させていただく時期に関しましては、スケジュールでお示しをしておりますが、賦課条例の施行が決定する1年前、秋口ぐらいからには地元へ直接お伺いして具体的な説明をさせていただきたいと考えております。

○井上議員 具体的なきちんとした説明じゃなくて、今説明できることを説明してあげたらいいんじゃないかと思うんですが、地元の方が全然分からないっていうんじゃない、御理解いただいてからやっていくということで、そう思うんですが、いかがでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 地元への周知という話ですけども、宮島訪問客の回復状況など、ゴールデンウィーク明けに観光協会であるとか商工会さん、また総代会のほうにもお話を伺ってきております。総代会の中の話でもありましたように、総代会の会合が行われるタイミングとかを、こちらもお伺いしておりますので、そちらに向いて説明等はしていきたいと会長ともお話をさせていただいてるところでございます。

○堀田議員 こういう事例があるかどうか私も分からないんですが、8ページにブルーのところ、アクアネット広島っていうのがあって、私が利用するかどうかは別として、宮島口から宮島へ渡って、一応上陸はするわけですね、そして今度広島へ行く船に乗船する場合も、この訪問税っていうのはかかりますか。

○宮島訪問税準備室長 宮島訪問税でございますけども、宮島に入域する際にかかる税となっておりますので、アクアネット広島さんの航路であります宮島口から宮島、広島へ行く場合も宮島に入域する行為がございますので、そちらで課税というこ

とになります。

○堀田議員 単純に言えば、訪問税っていえば島内を観光したりとか、いろいろなときに使うことを訪問のようにとらえるわけよね、トランジットになるわけよね、乗り継ぎ、乗り継ぎなのに100円を払って、また広島へ行くのかということを今お尋ねしとるんですよ。

○宮島訪問税準備室長 先ほど私入域に関して税がかかると申し上げましたけれども、議員おっしゃられるように通過点として、乗り換えのためだけに利用する場合は入域としてみなしませんので、そちらは税の賦課はないことになります。

○堀田議員 そうなったときに、もしそうしたときに、例えば私が乗船した、で一応栈橋まで降りたけど、そこから乗り継いで平和公園へ行ったという場合に、そのチェックはどういうふうにするんですか。

○宮島訪問税準備室長 入域行為に係る税ということですので、先ほどお話しましたように、通過点としては税はかからないこととなります。そのチェックの仕方でございますけども詳しい詳細につきましては、今船舶運航事業者等協議を詰めているところでございます。

○吉屋議員 1点だけ自然海岸から訪問された方の税の徴収、前からずっと気になってたんですが、市の窓口で事後の申告を行うと昨年6月29日の資料にあります、それ以外の方法で何らかの形で徴収できるかっていうようなことを考えられたりされているのでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 自然海岸からの入域に関しましては、徴収の方法としてはやはり特別徴収ではなくて、申告の納付になりますので、あくまで御自身で御申告していただいて納付していただくと。その辺の趣旨といいますかそのあたりは広く広報していくように考えております。

○吉屋議員 おっしゃっていることは分かるんですけど、事後に本庁もしくは支所に来て1回100円のを払うかっていうと、なかなか自分がその立場だと難しいなっていうこともあるので、何らかの形でもう少し行った方が、後でも払いやすいような仕組みをもしできたら考えていただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 確かに議員おっしゃられるように、市役所まできて納付っていうのはかなり手間もかかることでございますので、こちらも将来的ではございますけども、年払いの証明書と同じように、申告あわせて納税っていうところまでスマートフォンなり、そういったものを活用して納税ができるような仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

○梅田議員 1点だけ手短にお聞きます。今回の参考情報で272万人の来島者数を基準としてという数値をお示しいただいたんですがこれは、これだけ回復できれば十分に損益分岐するだろうという趣旨かなという理解をしたんですけども、300万人と400万人の来島予想の収支を見たときに、最低200万人ぐらい、向こう5年間で、掛ける5で、累計1,000万人ぐらいが徴収開始して、最低でもそのぐらいは来島者数が来てくれれば、損益分岐するのかなというふうに解釈してるんですけども、理解は間違えてないでしょうか。

○宮島訪問税準備室長 まず年間272万人の数字でございますけども、これは収支の関係で示している数値はございません。あくまで回復傾向を図る上での数値としてこのたび、数値化しているものでございます。

○議長 説明員の入替えのため、ここで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

休憩 午後3時16分

再開 午後3時28分

~~~~~○~~~~~

日程第2 宮島口地区整備事業の進捗

状況と今後の計画について